

厚生年金基金の解散について

～事業主様宛説明会～

平成26年5月・6月

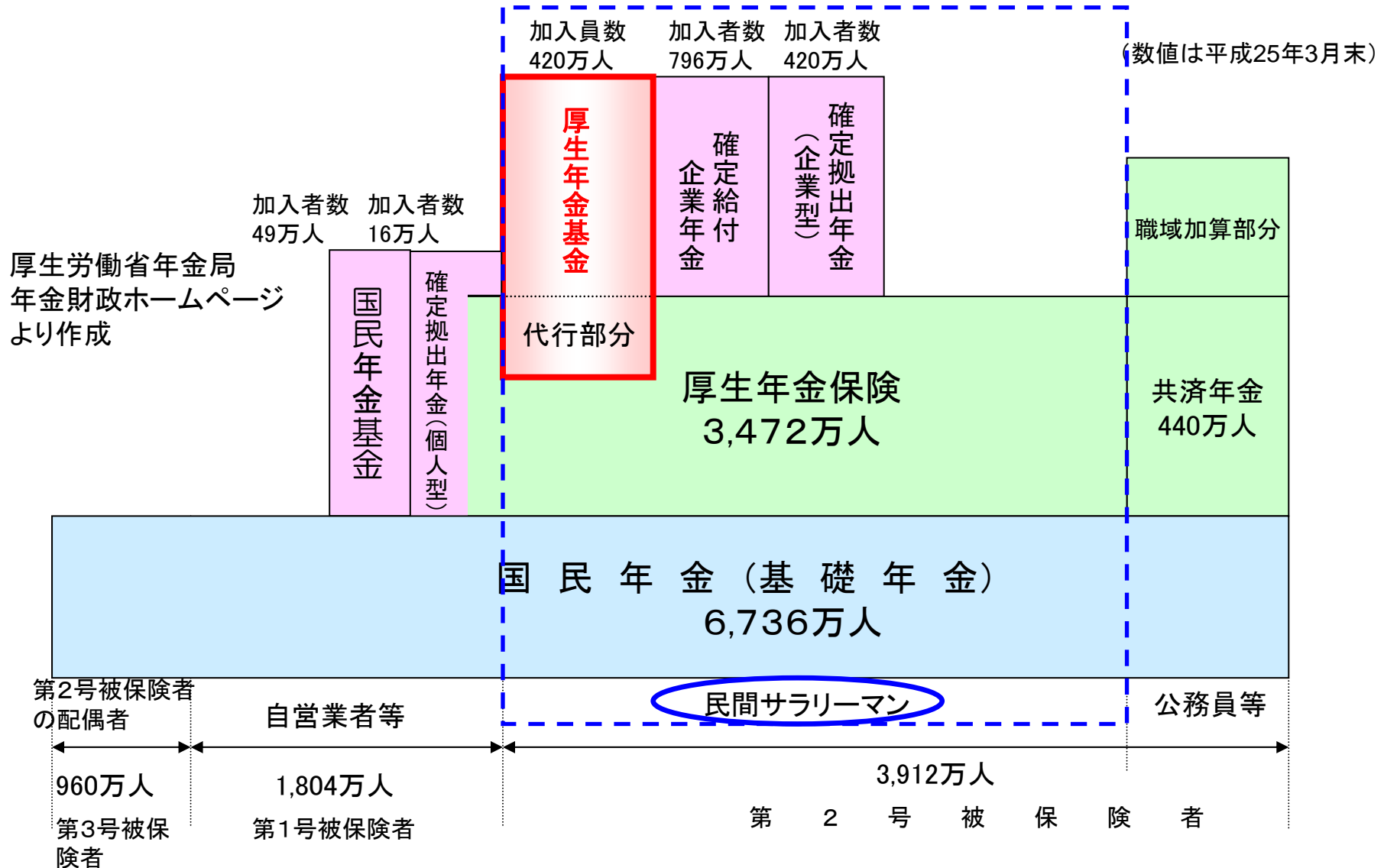
東日本硝子業厚生年金基金

目次

1. 厚生年金基金制度の仕組み
2. 基金の解散方針を決議した背景
3. 厚生年金基金制度見直し法案の概要
4. 基金の現状と財政状況
5. 基金の解散方針決議までの経緯
6. 特例解散
7. 基金の解散について
8. 今後のスケジュールについて

1. 厚生年金基金制度の仕組み

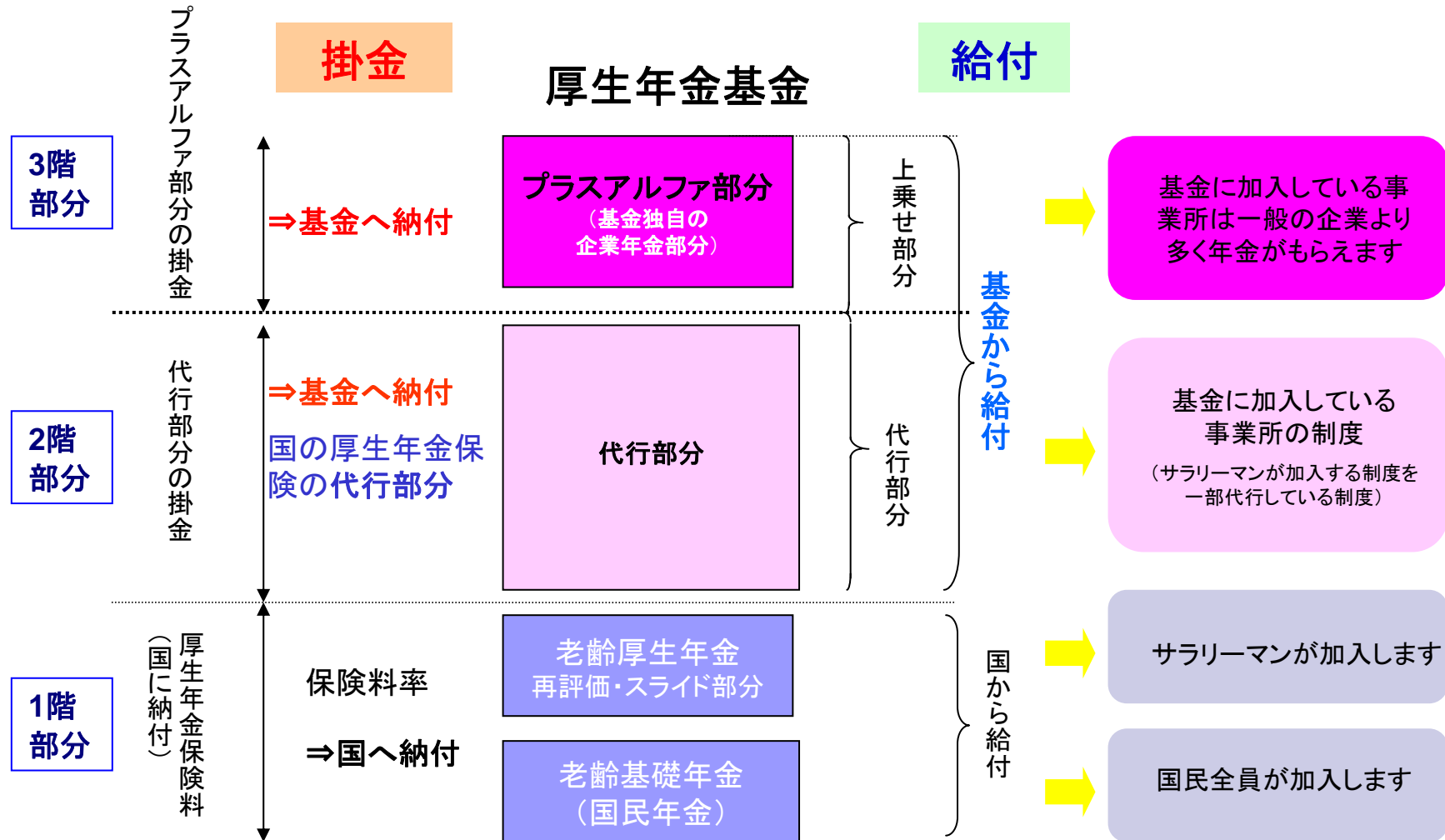
(1) わが国の年金制度の体系



(各制度の「高さ」「幅」については給付額の高低を示すものではありません)

(2) 厚生年金基金制度の仕組み

年金の受給を受けるときに、国の年金に一定額が上乗せされて終身で年金を受給



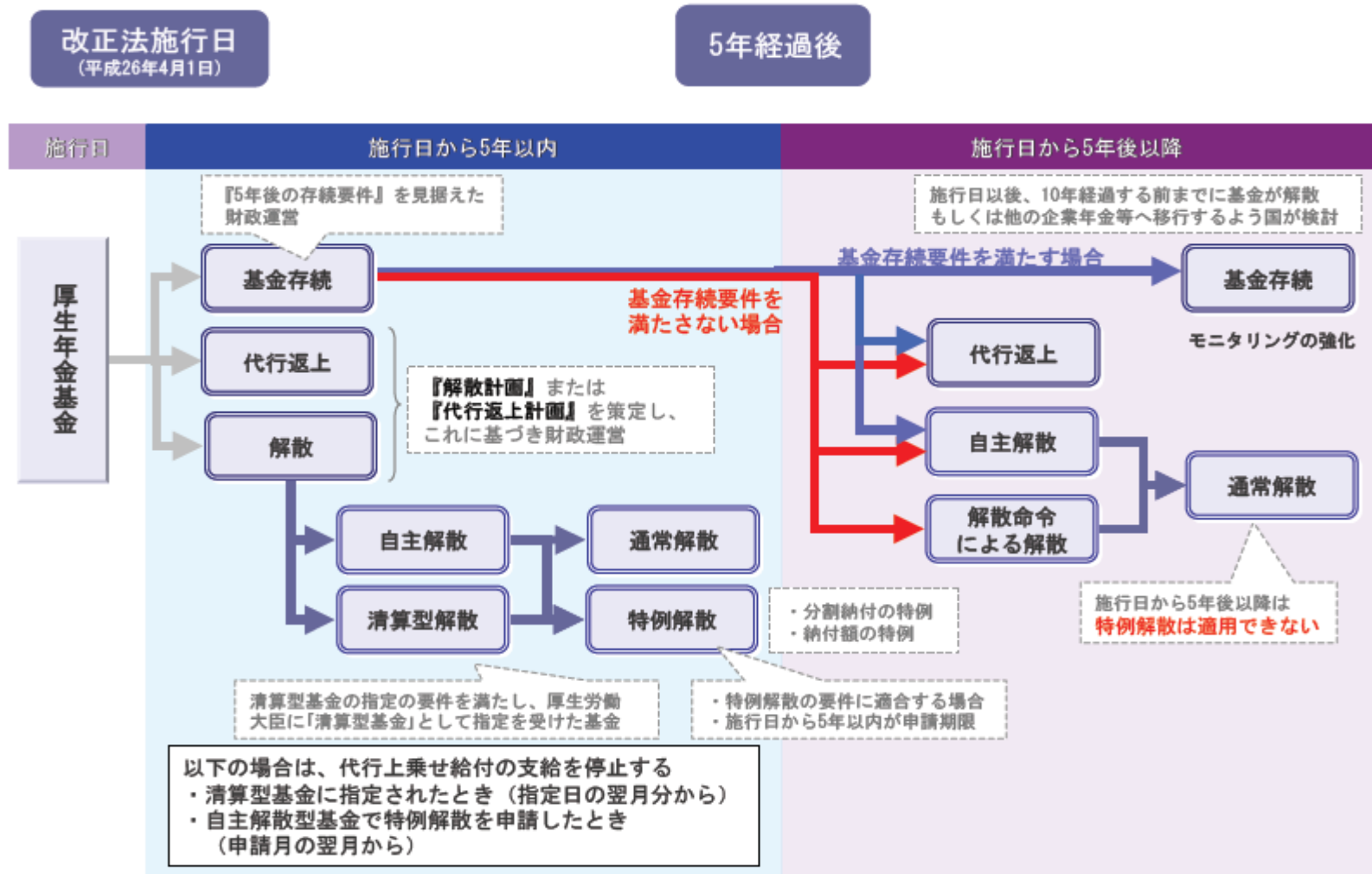


2. 基金の解散方針を決議した背景

- ①日本の少子高齢化、デフレ下での低成長など基金を取り巻く**社会経済構造が大きく変化**したこと
- ②**加入事業所および加入員が減少傾向**にある中で、**受給者が急激に増加**し、**財政収支が悪化**していること
- ③基金制度を維持するには、**大幅な掛金引き上げが今後も必要**となる可能性が高いこと
- ④厚生年金基金制度見直しの法案が成立し、**実質的に厚生年金基金制度の廃止の方向**が決定したこと

3. 厚生年金基金制度見直し法案の概要

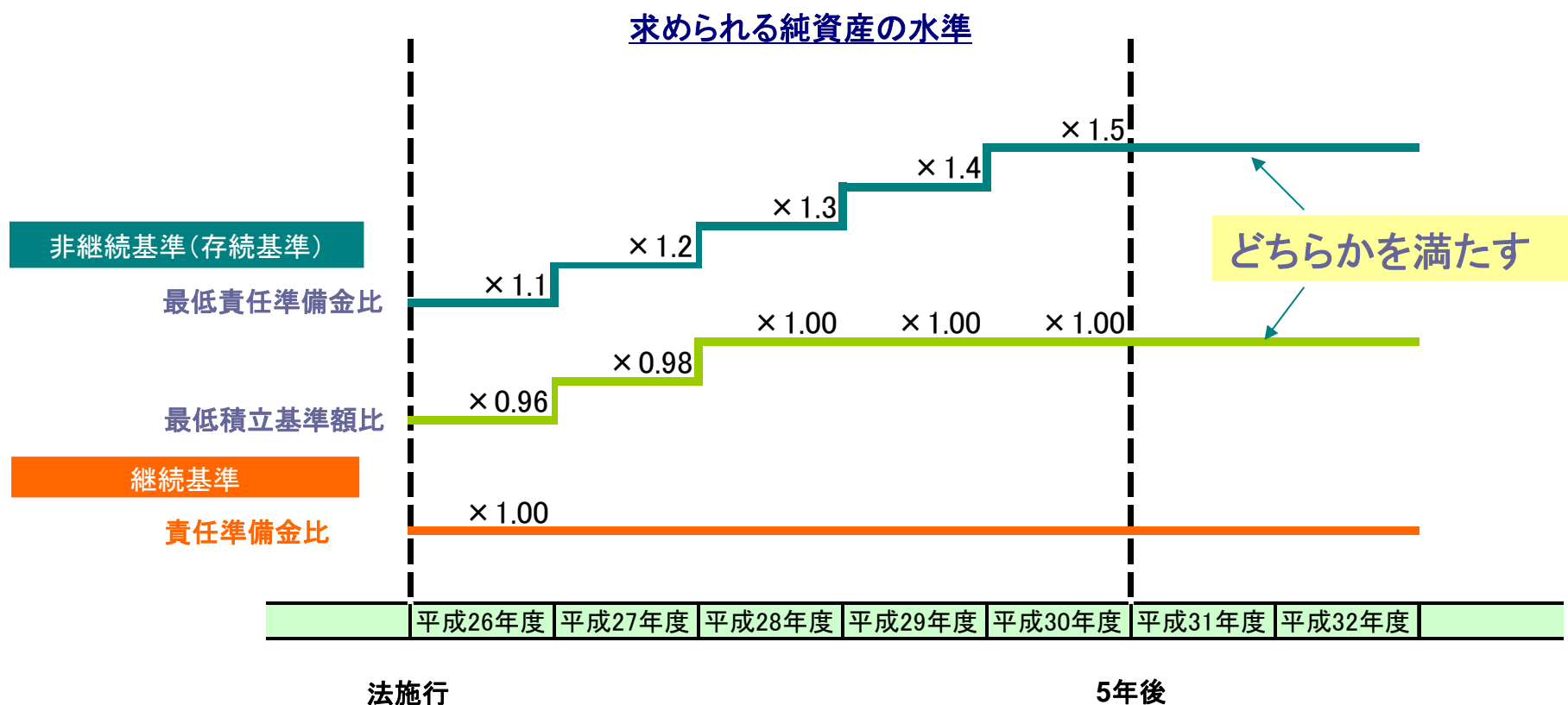
- 施行日から5年間 : 「代行割れ問題」に集中的に対応
- 施行日から5年後以降 : 「代行割れを未然に防ぐための制度的措置」を導入



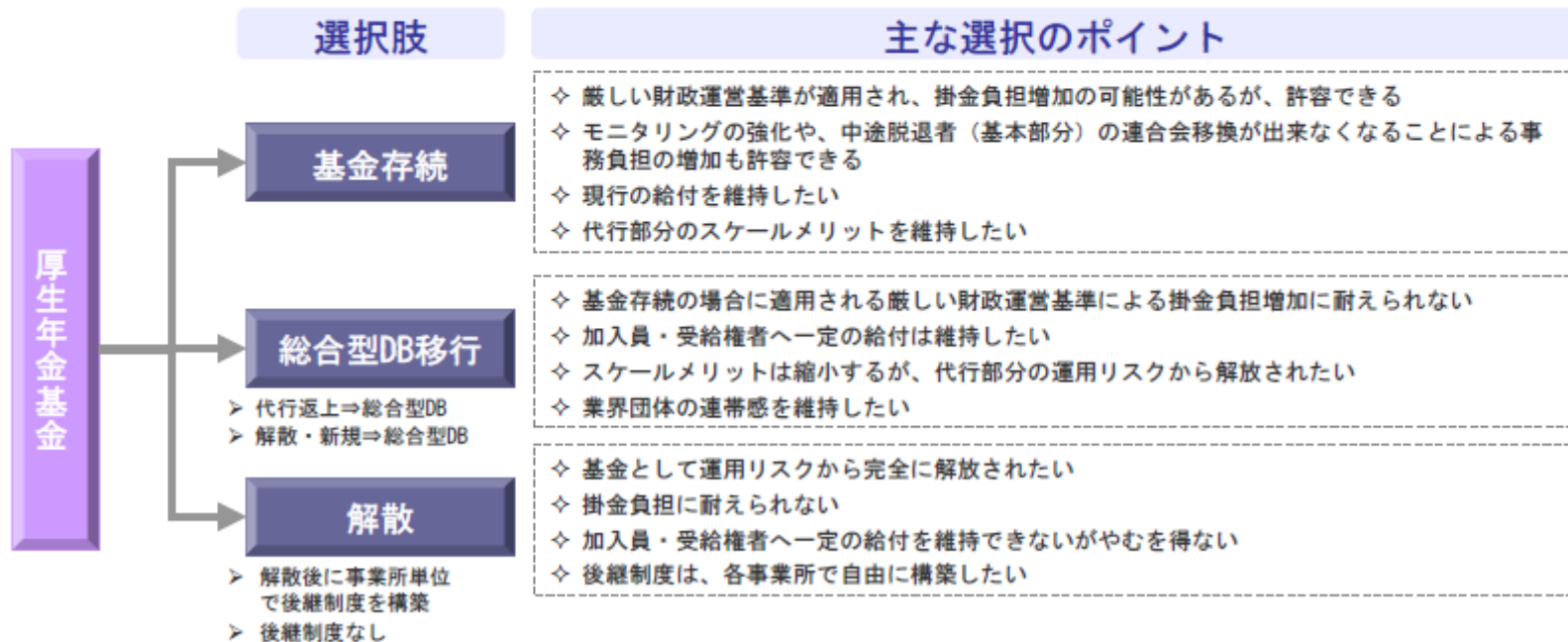
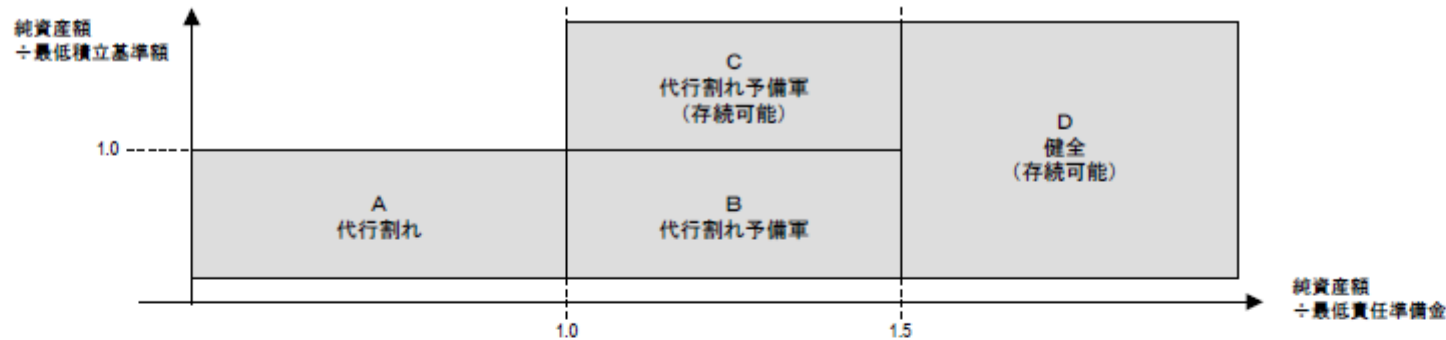
(1) 厚生年金基金の存続条件

○法施行後5年以降も存続する基金は、以下の継続基準・非継続基準による財政運営を引き続き実施する。

○非継続基準は5年かけて段階的に上げられる。基準未達の場合、翌年度末までに当該基準までの積立水準を確保することが必要。



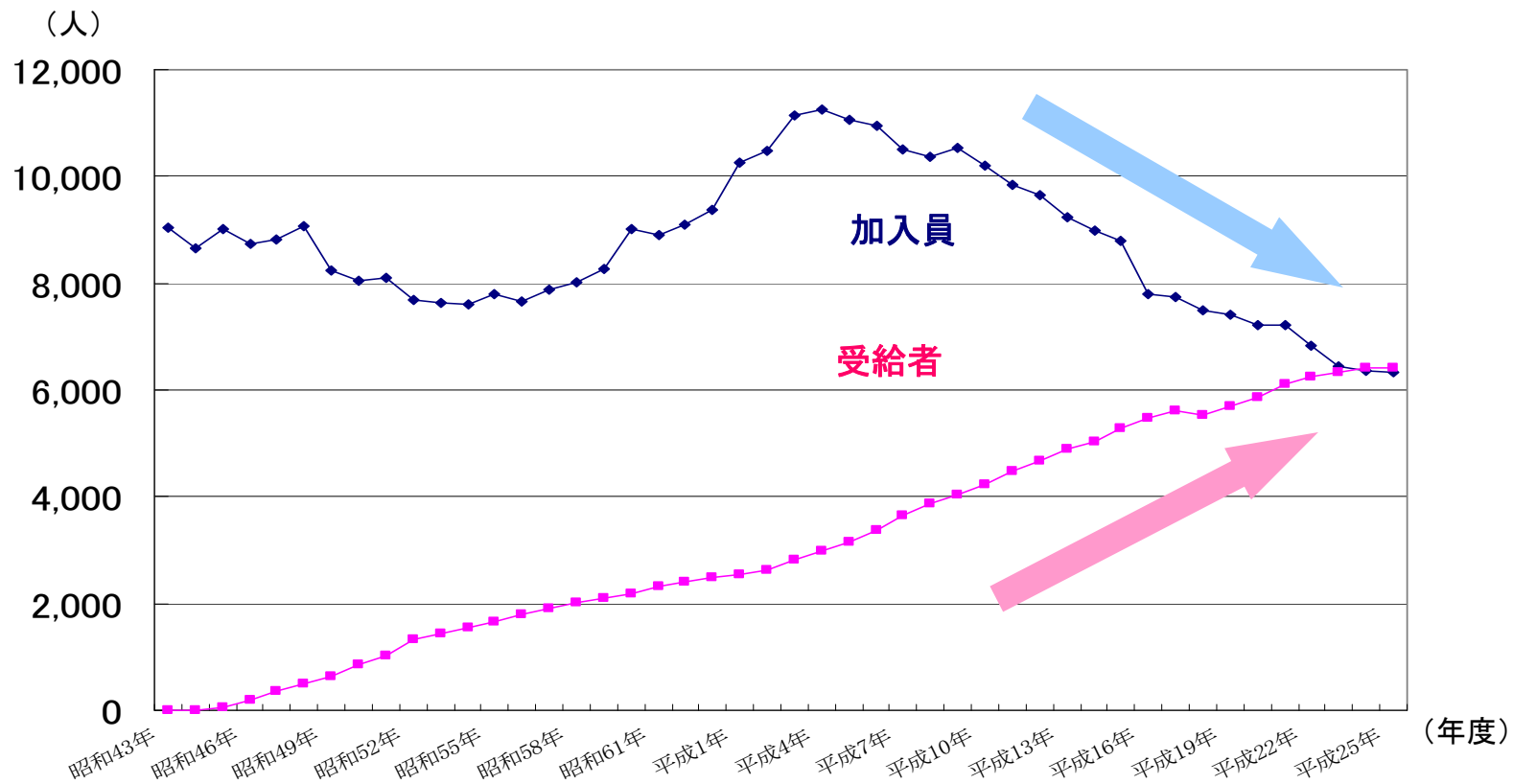
(2) 選択肢と主な選択のポイント



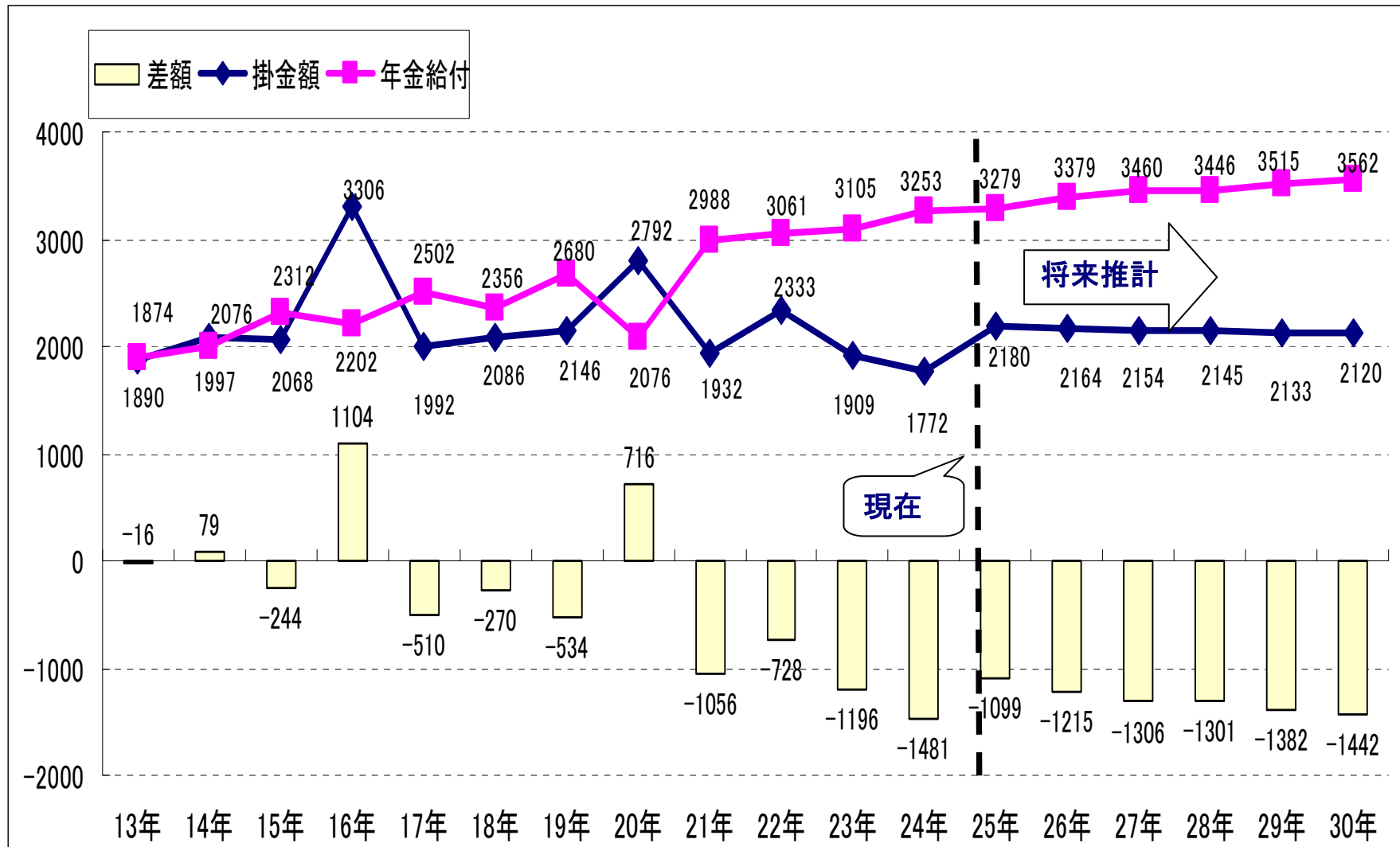
4. 基金の現状と財政状況

(1) 加入員・受給者の推移(設立来)

- 加入者は平成4年度末の11,245名をピークに減少し、平成25年度末には6,324名とピーク時の42%減となった
- 受給者は平成24年度末に加入員を上回り、基金の成熟化が進展している

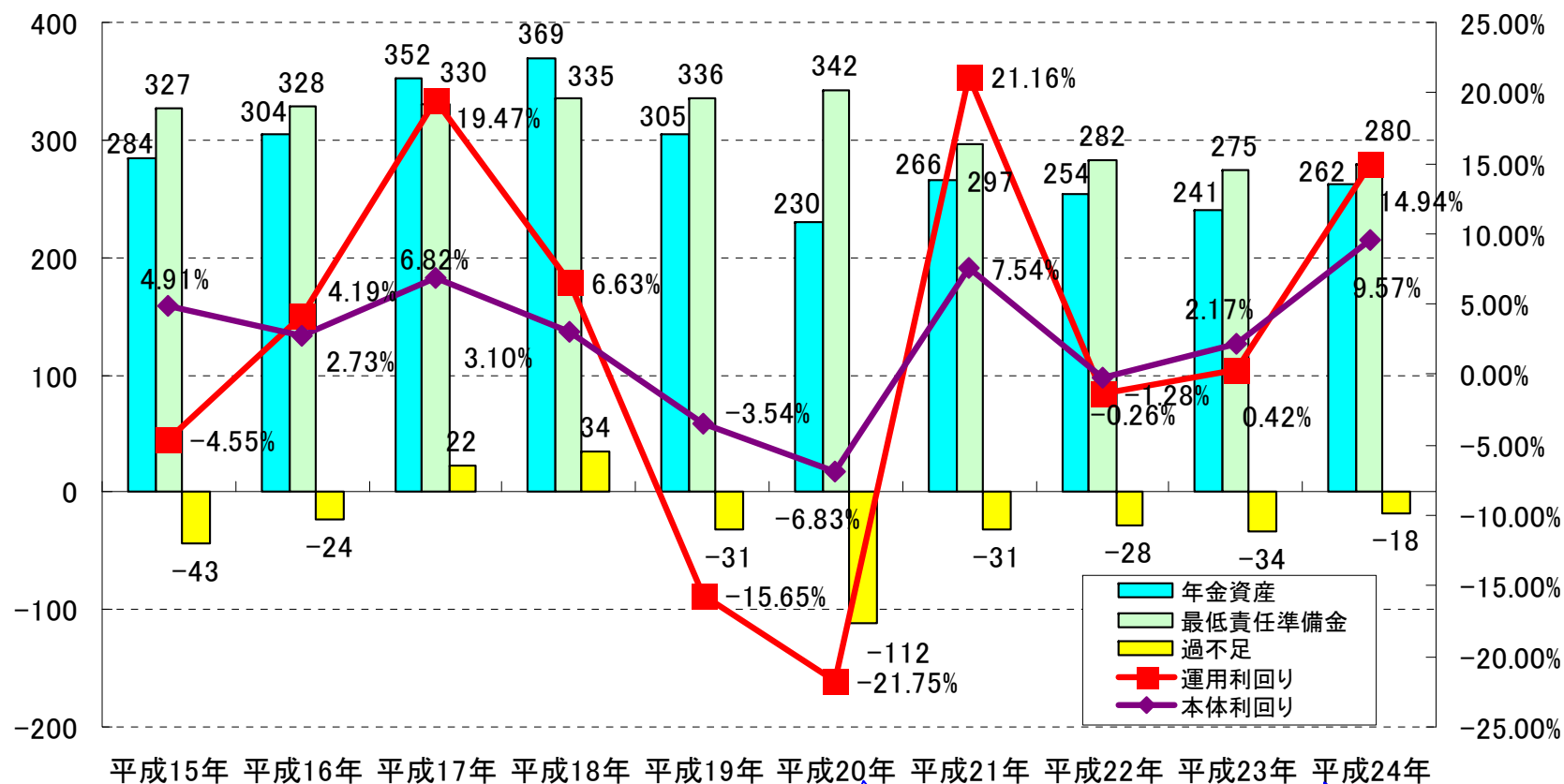


(2) 掛金額・給付額の推移と将来予測



(3) 年金資産額と運用利回りの推移(過去10年間)

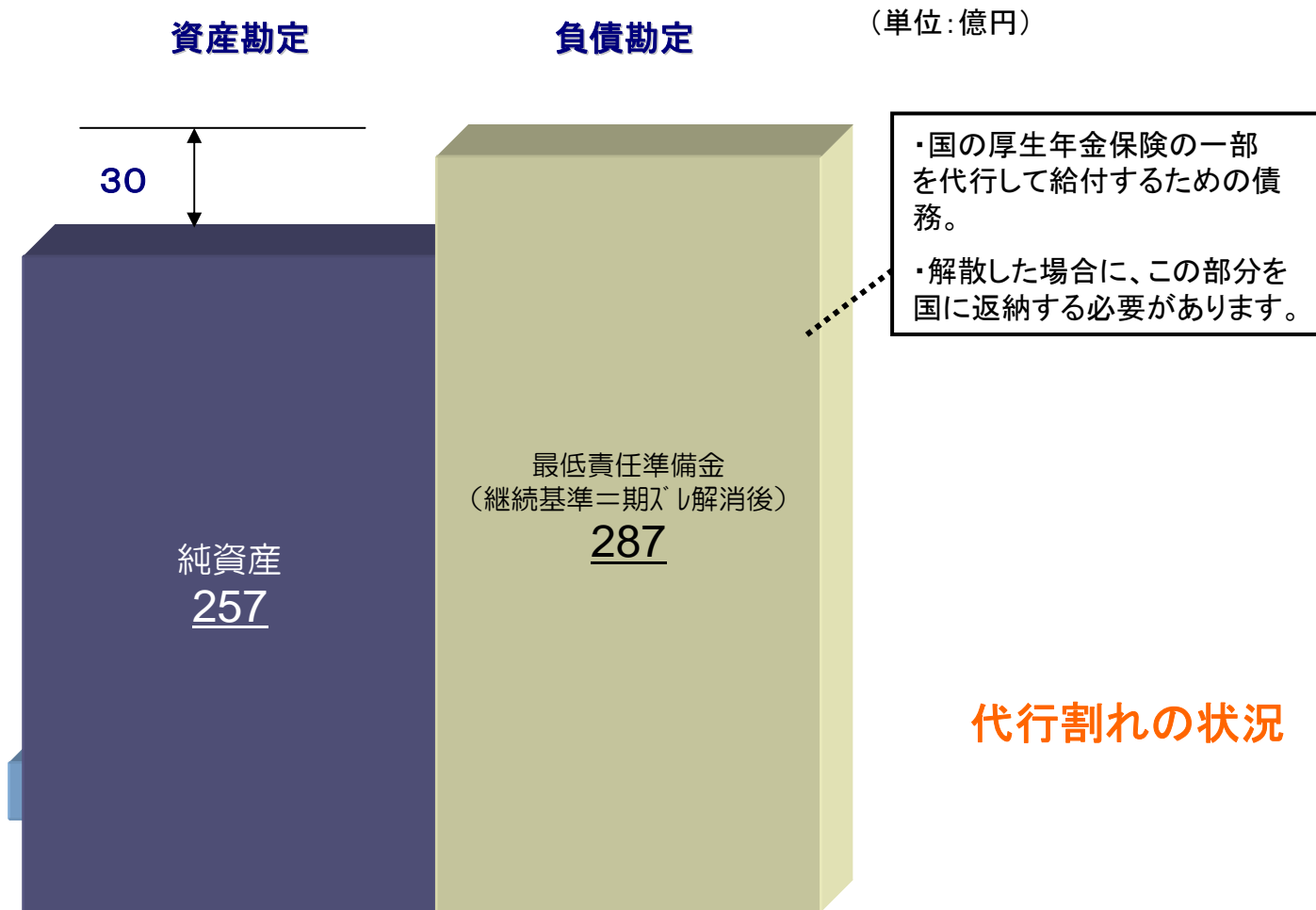
(単位:億円、%)



サブプライム問題
リーマンショック
アベノミクス

(4) 平成24年度決算内容

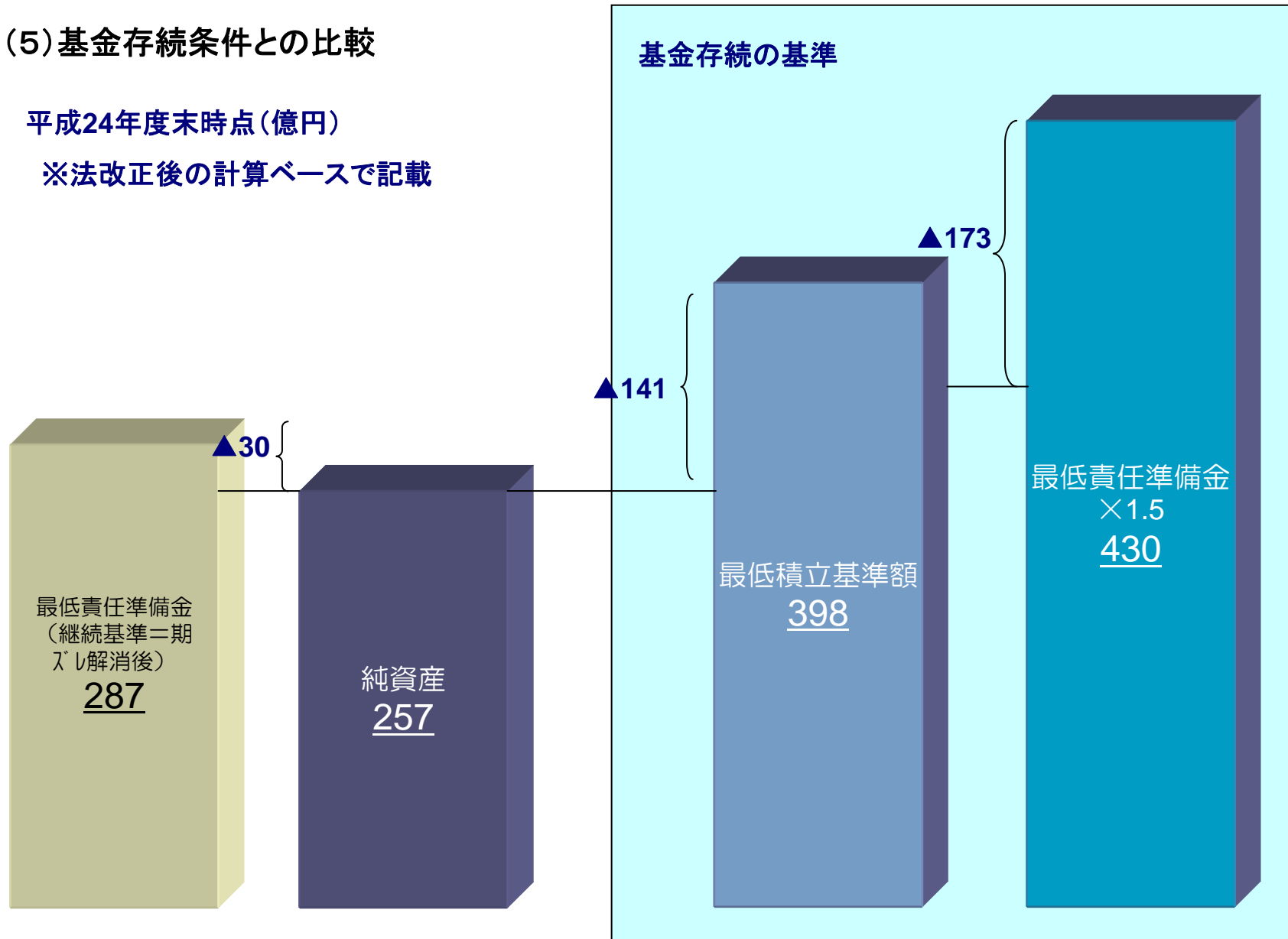
純資産が最低責任準備金(代行部分)を30億円下回っています(積立水準91%)



(5) 基金存続条件との比較

平成24年度末時点(億円)

※法改正後の計算ベースで記載




5. 基金の解散方針決議までの経緯

	平成24年												平成25年					
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
出来事	▲A I J 問題発覚		▲有識者会議設置			▲報告取り纏め				▲専門委員会設置			▲意見取り纏め		▲閣議決定	▲通常国会に法案提出	▲衆議院本会議可決	▲改正法公布 ▲参議院本会議可決(成立)

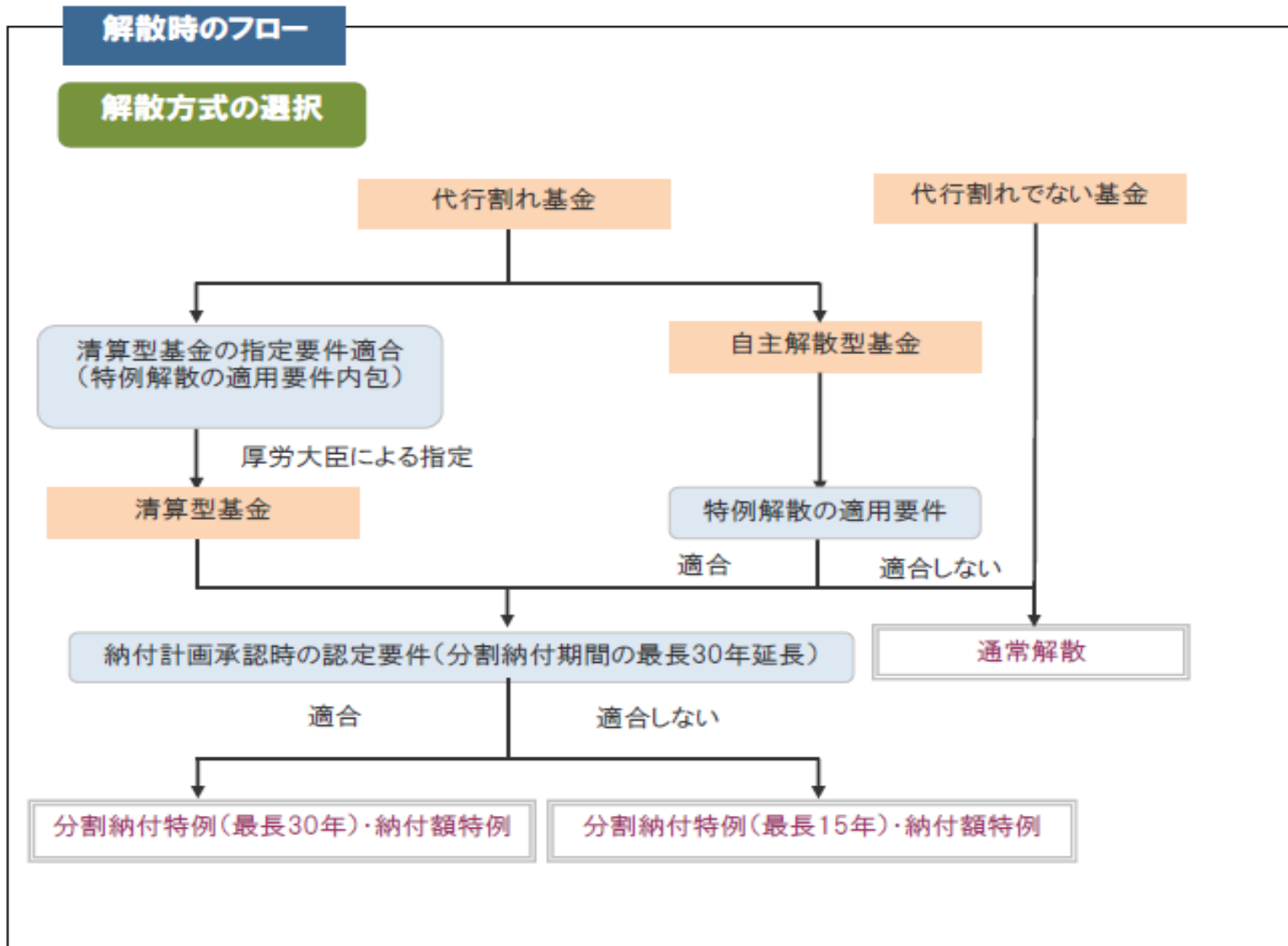
	平成25年						平成26年				
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
出来事	▲厚生局向け説明会 (▲基金向け説明会 8月上旬)		← 決算代議員会 →					← 予算代議員会 →			
法令等					政省令、通知等の概要提示(パブコメ)	政省令公示公布	通知改正				法施行
解散関係			特例解散マニュアル意見募集(厚生局向け)	解散要件通知改正			特例解散マニュアル通知				

法施行日

- 
- ①24年度決算は、純資産額と最低責任準備金との比較においては0.91であり、代行割れの状況となっている。
 - ②24年度財政決算基準とした場合、「健全な基金」として存続するには、最低責任準備金の1.5倍(約173億円)等の要件をクリアする必要がある。掛金対応だけでは11.4.%以上の掛金アップ(1人当たり平均月3万円以上)が必要となる
 - ③改正法施行から5年間以内に存続基準を満たしていなければ、社会保障審議会(第三者委員会)の意見を聴いて、厚生労働大臣より解散命令が出る
 - ④他制度への移行は、代行型基金であり、新たに立ち上げるには、運営コストの面からも難しい
 - ⑤今後、時間の経過とともに財政状況は益々厳しくなる見込みである

基金制度維持は
極めて困難

企業の負担を考慮し早期解散が、最善の選択と判断



6. 特例解散

施行後5年間の特例措置・...・代行割れ基金が対象

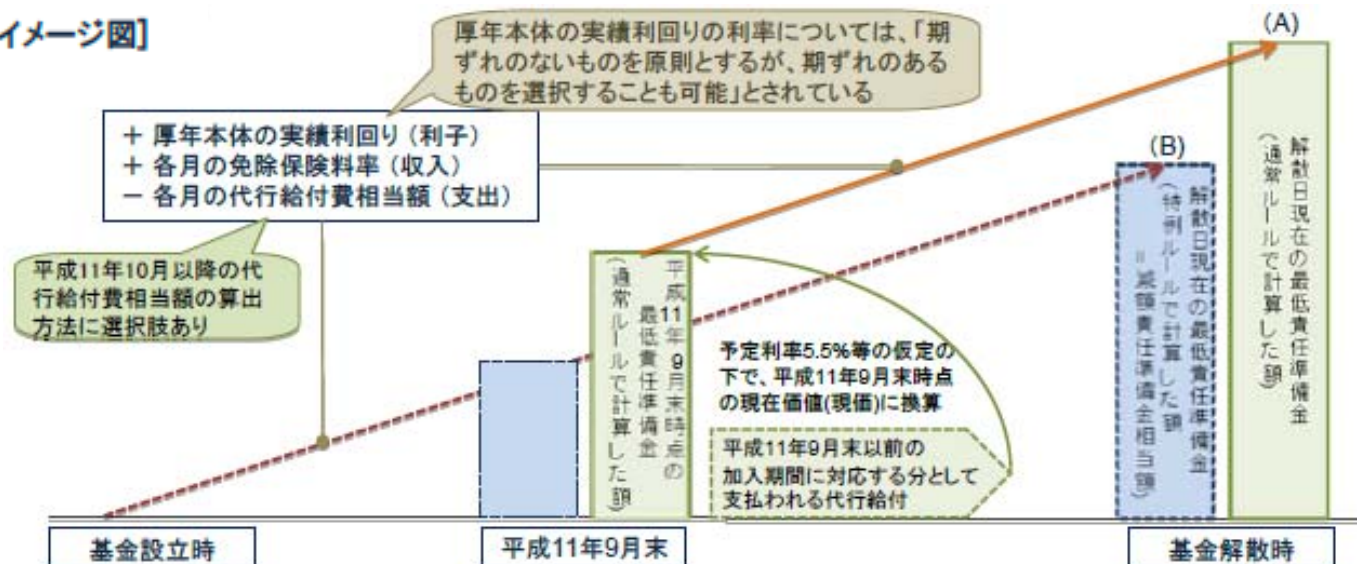
(1) 納付額特例

納付額特例の認定が承認されると、最低責任準備金が減額されます。

代行割れのまま解散する厚生年金基金は、厚生労働大臣に最低責任準備金の「納付額特例」を申請することができます。申請の認定にあたっては、申請までの基金の業務運営における掛金設定や給付抑制策などが「相当の努力」の要件に適合する必要があります。申請が認められた場合、最低責任準備金は次の方法で計算し、いずれか低い額を返還することができます。

- ①平成11年9月末を起点に元利合計した額
現行の最低責任準備金の計算方法。
- ②基金設立時を起点に元利合計した額
厚生年金基金が設立されなかった場合に厚生年金本体が保有していたと見なされる額。ただし、②で計算した額よりも純資産額が大きい場合は純資産額。

【イメージ図】



(2) 納付猶予特例

分割納付期間は通常5年ですが、最長で30年まで延長することができます。

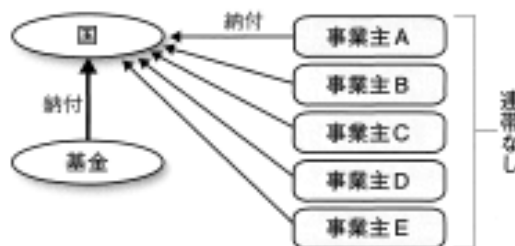
代行割れのまま解散する場合、積立不足は加入事業所の事業主が掛金を拠出して一括償却することが原則ですが、分割納付をするため厚生労働大臣に「納付猶予特例」を申請することができます。申請の承認にあたっては、基金と事業主が猶予を受けようとする額や分割納付期間などを記載した「納付計画」を提出するとともに、申請までの基金の業務運営における掛金設定や給付抑制策などが「相当の努力」の要件に適合する必要があります。分割納付期間は原則5年以内で、やむを得ない理由があるときは期間を最長15年まで延長することができます。今回の改正ではさらに、基金の業務運営が「著しい努力」の要件に適合する場合は、最長30年まで延長できるようになりました。

納付計画はすべての事業主が提出します。

納付計画は、原則としてすべての事業主が提出することが必要です。これにより国と基金の債券債務関係が国と事業主に置き換えられ、事業主間の連帯債務もなくなります。一部の事業主の負担を基金の納付計画に合わせて提出することも可能ですが、この場合は、その事業主間で連帯債務を負うこととなります。なお、分割納付額には加算金が上乘せされますが、利率は解散した年度の国債利回りを勘案して定められた率が用いられます(固定)。

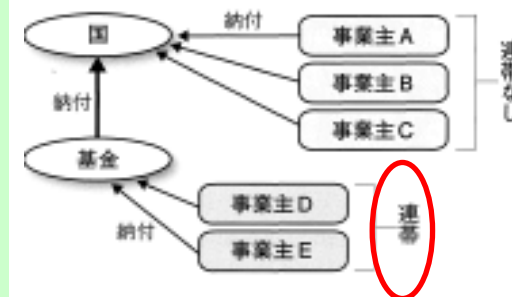
(原則的な取扱い)

特例解散による納付猶予を受けるには、全ての事業主が納付計画の提出要

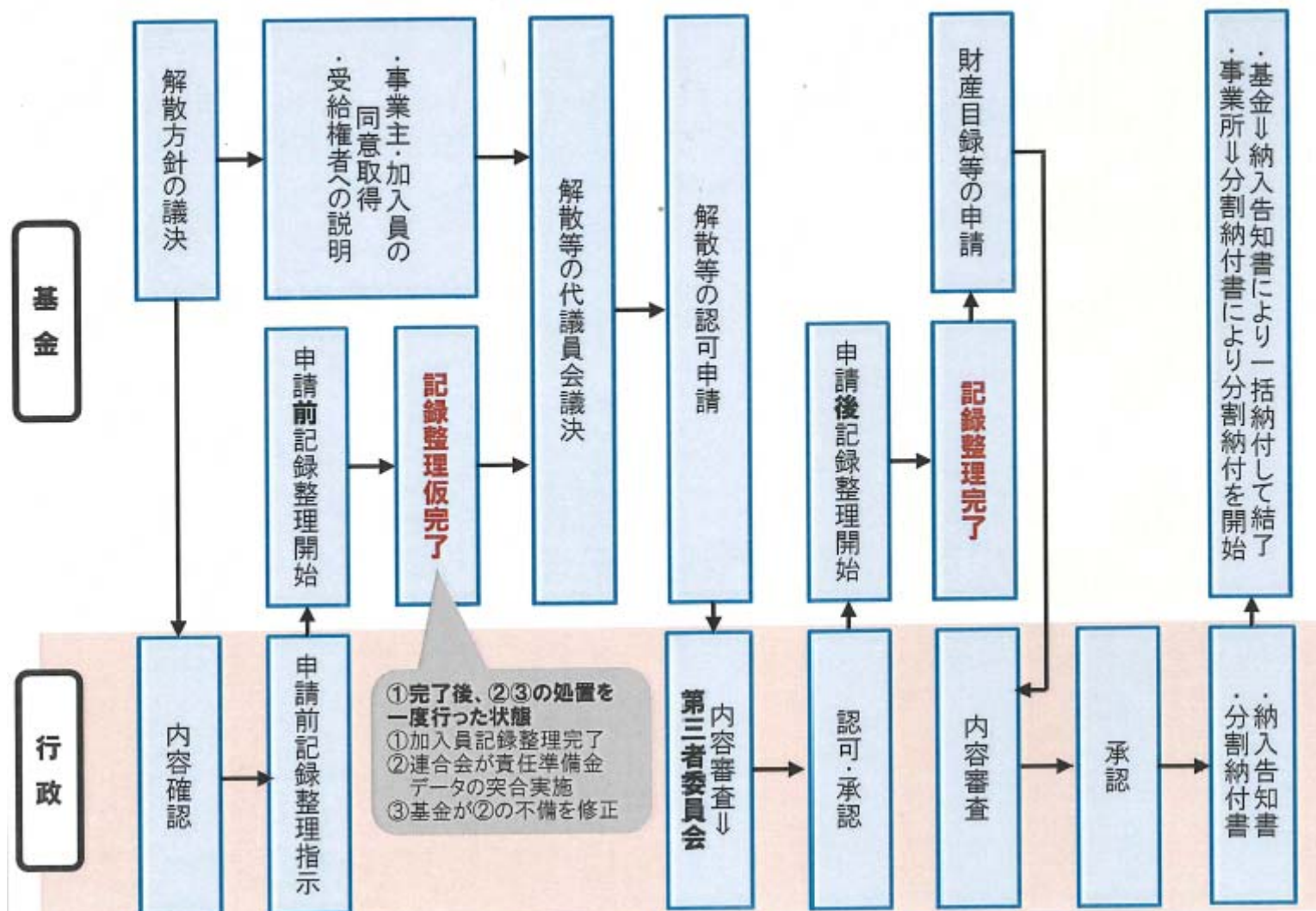


(特例的な取扱い)

一部事業所が納付計画を提出することが困難な場合は、当該事業所基金と併せて負担額を納付する形態も可

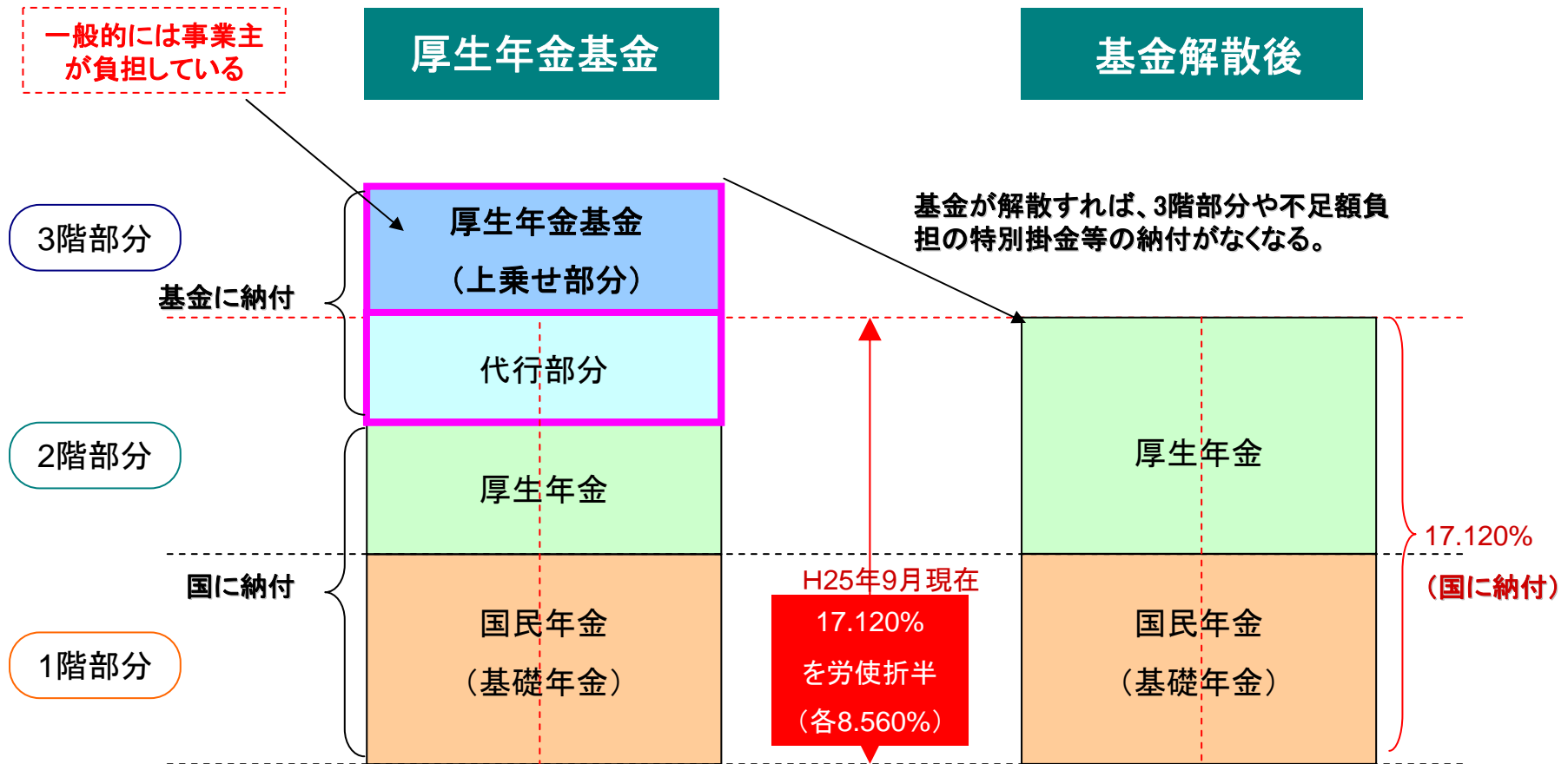


手続きの流れ(分割納付特例の場合)

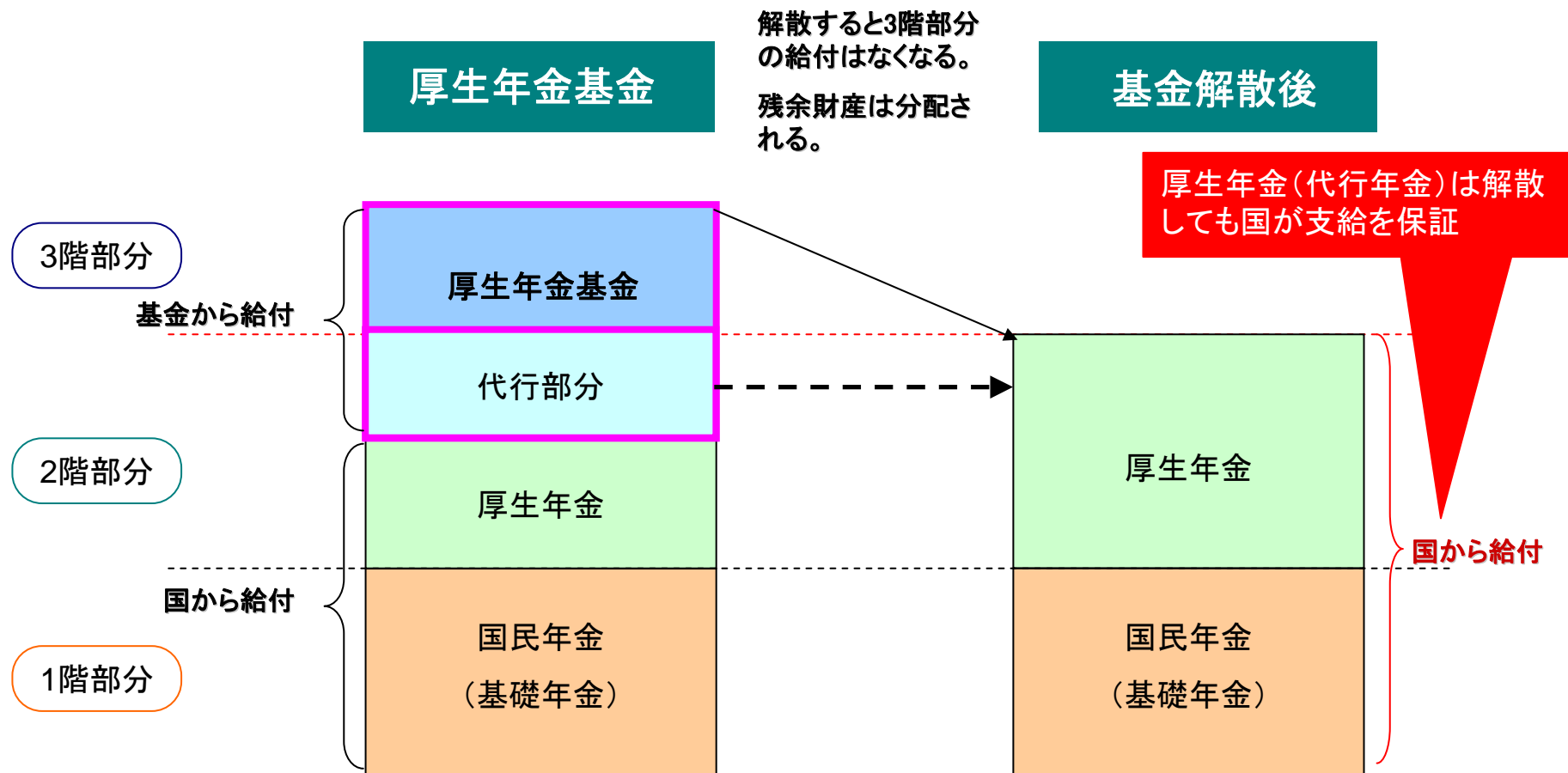


7. 基金の解散について

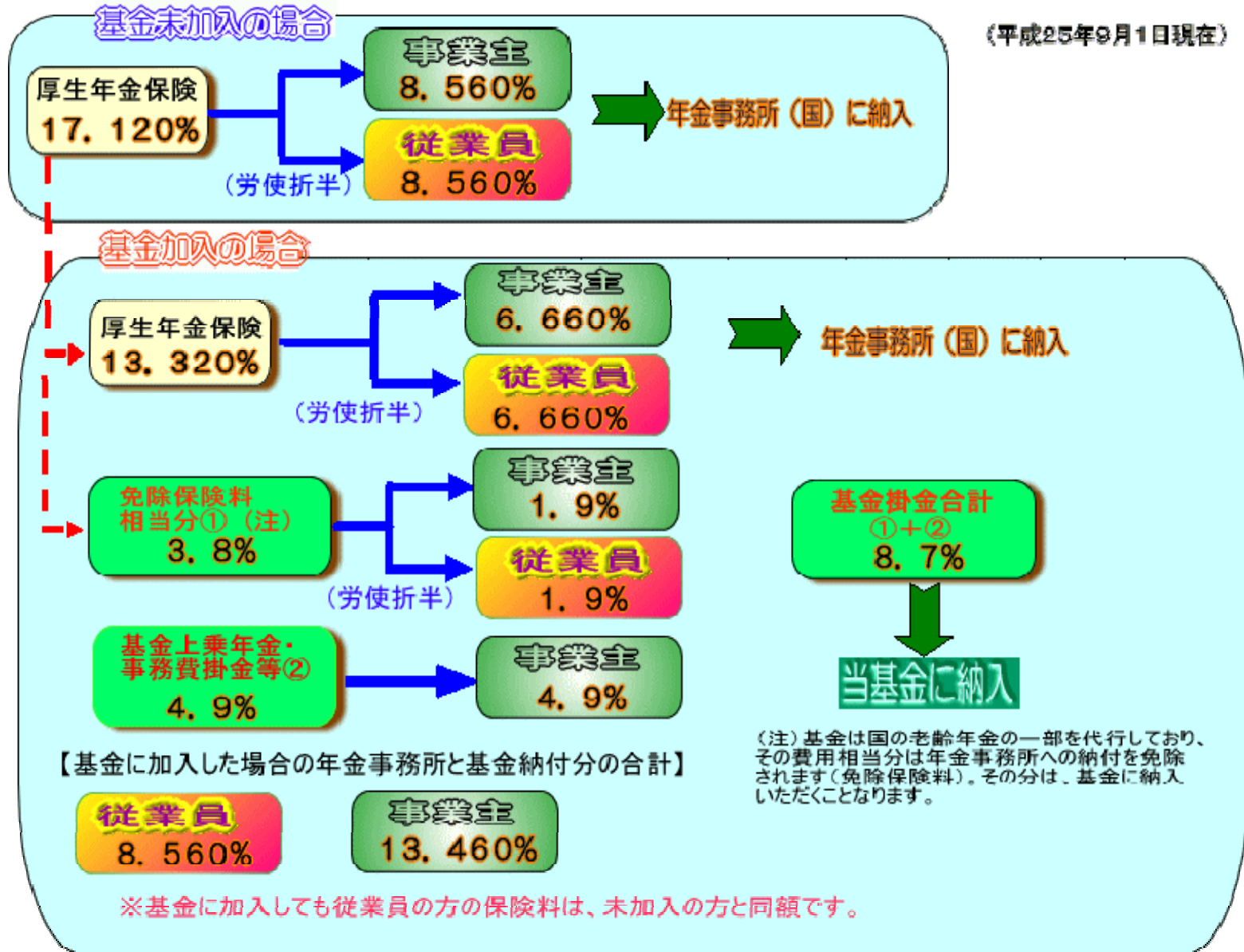
(1) 解散後の掛金



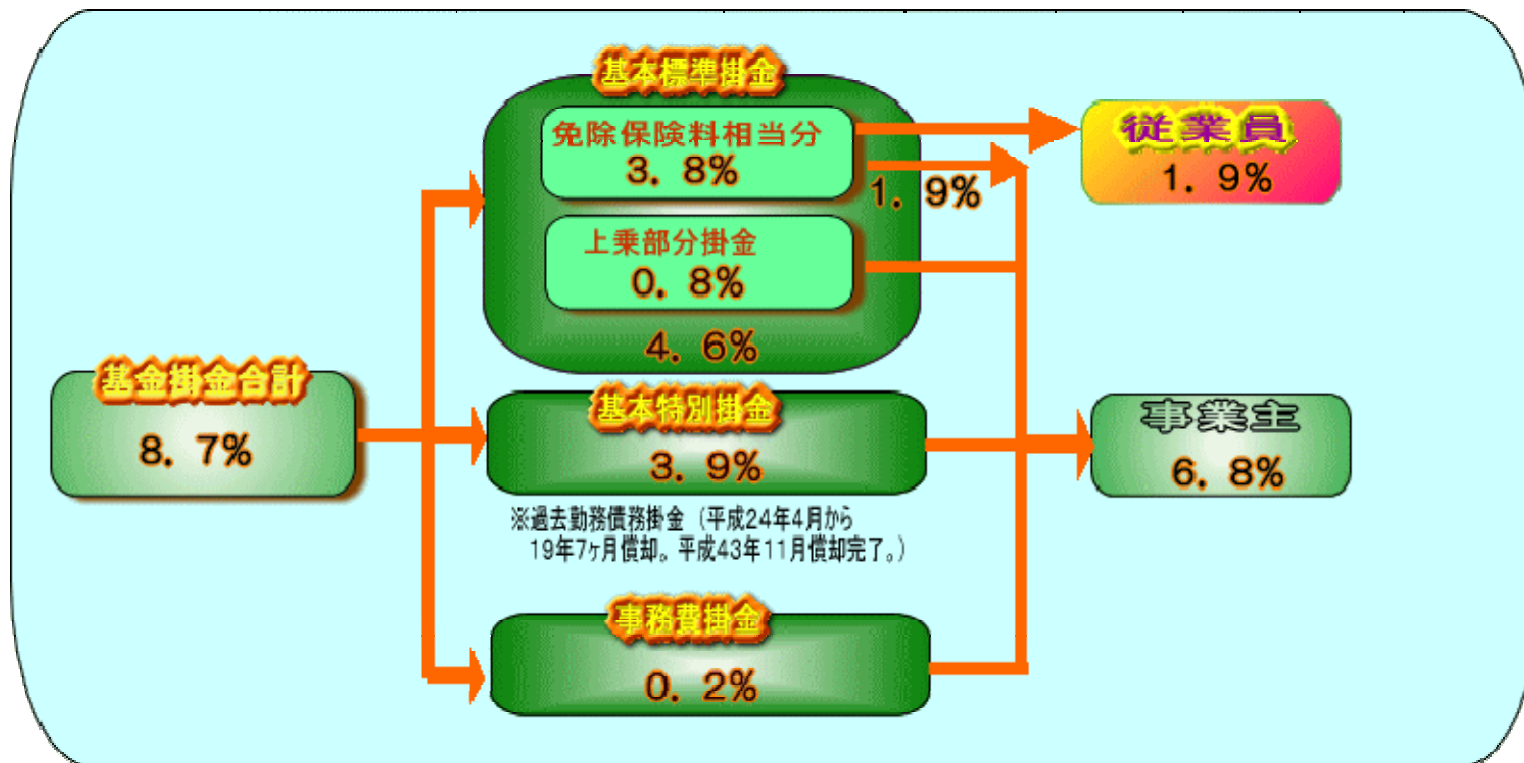
(2) 解散後の給付



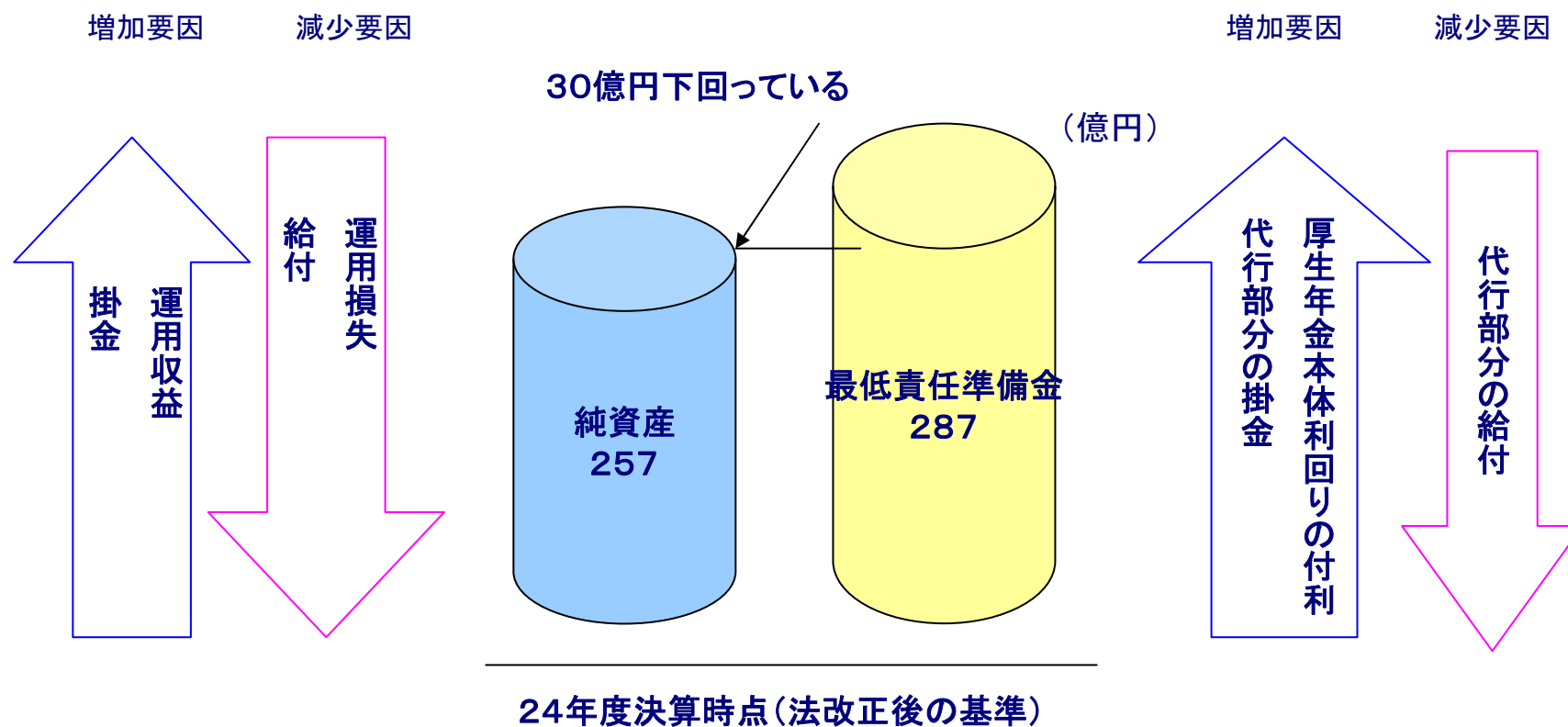
(参考) 掛金のしくみ



《 掛金の内訳 》



純資産と最低責任準備金(国に返還する金額)は解散認可まで変動します。



解散認可申請に必要なこと

①記録整備

⇒ 解散するには基金保有の代行年金給付データを国に引渡す。国のデータと相違している場合、確認調査が必要となる。(確認調査に各事業所様のご協力をお願い致します。)

②年金受給者への説明

⇒ 解散に至る理由や解散による影響等について書面等で説明することが義務付けられている。
(年金受給者より各事業所様にお問い合わせがいく場合がございます。)

③「解散の同意書」回収

⇒ 全事業主の3分の2以上の同意書の取得
全加入員の3分の2以上の同意書の取得
労働組合の4分の3以上の同意書の取得(加入員の3分の1以上で組織する組合)
(加入員、労働組合への説明、同意書回収をお願い致します。)

④納付計画書(特例解散の場合、原則として全事業主)

⑤代議員会での議決(①、②、③が完了が条件)

⇒ 解散認可申請を行う議案について、代議員定数の3分の2以上の同意が必要

⑥解散認可申請書の提出

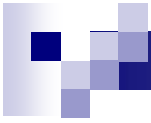
⇒ 厚生労働大臣宛に解散認可申請書を提出し認可を受ける

⑦責任準備金相当額の返還

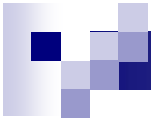
⇒ 代行部分の資産を国に返還する。

8. 今後のスケジュール

平成26年2月	解散方針の議決
平成26年3月	解散方針の事業主への連絡
平成26年4、5月	基金だより、受給者だよりの発行（解散特集号）
平成26年6月～	国の記録との突合作業開始（認可前）
平成27年5月	事業主、加入員の同意書の送付
平成27年5月～8月	事業主、加入員の同意書とりまとめ
平成27年8月	記録整備仮完了
平成27年9月	代議員会における解散議決
平成27年9月	厚生労働大臣あて解認可申請（特例解散）
平成27年12月	解散認可取得（掛金、給付停止）
平成27年12月～	記録突合（認可後）
平成28年12月	最低責任準備金確定（本突合完了）
平成29年1月～	財産目録承認申請
平成29年1月～	最低責任準備金の納付
平成29年1月～	残余財産の分配
平成29年6月（予定）	清算完了



MEMO



MEMO

